



令和 元年10月16日
九州地方整備局
大分河川国道事務所

建設発生土の受入地を募集します

国土交通省大分河川国道事務所が整備を進めている国道10号高江^{たか え かくふく}拡幅事業では、今後の工事に伴い建設発生土が発生します。

工事の効率化やコスト縮減等を考慮した事業を推進するとともに、建設発生土の有効活用を図るため、発生土の受け入れを募集します。

※大分河川国道事務所のホームページにも掲載しています。

■募集期間

令和元年10月16日（水）～令和元年11月29日（金）

※募集期間終了後も建設発生土が残っている場合は、引き続き受付・選考をします。

また、募集期間内であっても建設発生土がなくなり次第、受付を終了します。

■応募要件

〔受入〕①工事現場から運搬距離約50km以内に所在する土地
(国土交通省で建設発生土を運搬)

②工事現場まで建設発生土を受取り・運搬が可能である方

■別添資料

・国道10号高江拡幅事業に伴う建設発生土の受入地募集要領

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所

技術副所長 藤原 史武

工務第二課長 神崎 博章

TEL 097-544-4167 (代表)

FAX 097-546-4347

<http://www.qsr.mlit.go.jp/oita/>

国道10号高江拡幅事業に伴う 建設発生土の受入地募集要領

1. 募集の趣旨

現在、国土交通省 大分河川国道事務所では、国道10号高江拡幅事業を実施しています。

今後、工事を進めていくにあたり、工事による建設発生土が発生するため、道路内の工事での流用、他の公共事業等への活用を行っており、さらに工事の効率化・コスト縮減等を考慮した事業推進を図っているところです。

つきましては、工事の円滑な実施・コスト縮減を図るため、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの方の所有地を受入地として、工事による発生土の有効利用を図りたいと考えています。

2. 募集の内容

- ①建設発生土の受入地：国土交通省にて建設発生土を運搬（工事現場から運搬距離約50km以内）
- ②建設発生土の受入地：申請者にて建設発生土を運搬

3. 応募要件

（1）応募できる方

- ①建設発生土の受入地：国土交通省にて建設発生土を運搬
（工事現場から運搬距離約50km以内）

令和元年12月頃～令和3年3月の間で、埋立等の土地造成を予定している工事現場から運搬距離約50km以内に土地を所有あるいは貸借されている方。
（賃貸の場合は、所有者の同意が必要）

- ②建設発生土の受入地：申込者にて建設発生土を運搬

令和元年12月頃～令和3年3月の間で、埋立等の土地造成を予定し、土地を所有あるいは貸借されており、建設発生土を当現場にて受取・運搬が可能な方。
（賃貸の場合は、所有者の同意が必要）

なお、土地所有者等土地に関する権利者は、暴力団員または暴力団員が実質的に経営を支配する業者でないこと。

（2）土地の要件

- 埋立（盛土）土量が約1千立方メートル以上を対象
（10tダンプトラック約180台分相当）
- 大型ダンプトラック（10t車）で土砂（30cm程度の岩砕含む）粘土等の混在土の搬入ができること。

○法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了あるいは近々に手続き完了見込み（発生土の受け入れまでに）であること。

4. 募集期間及び必要書類

(1) 募集期間 令和元年10月16日（水）～令和元年11月29日（金）

※募集終了後も建設発生土が残っている場合は、受付・選考をしますが、募集期間内であっても建設発生土がなくなった時点で受付を終了致します。

(2) 必要書類 ○建設発生土受入申込用紙

○土地所有者の同意書（借地の場合）

○埋立等の許可証の写し（申請中の場合は、申請書の写しなど。ただし、許可証をもって搬入開始となります。）

○埋立位置を示した地図（経路、運搬距離含む）

5. 応募後の確認等

応募いただいた受入地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、埋立（盛土）に適した条件と認められた場合は候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

また、その結果は申込者へ連絡させて頂く予定です。

6. その他留意事項

○建設発生土の搬入（運搬）にかかる費用は、工事現場から運搬距離約50km以内の場合、運搬費用は無料です。

○運搬距離約50kmを超える場合は、工事現場まで建設発生土を受取にきて頂く必要があります。（申込者にて運搬が必要です。）

○候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、公共事業への搬入を優先するため、申込時の搬入量を保証することはできません。

○埋立（盛土）への搬入路を確保する際に必要となる用地買収及び借地契約等は申込者にて行ってください。

○国土交通省で建設発生土を運搬する場合、搬入後の建設発生土の管理は、申込者の責任において行って頂きます。

○申込者で建設発生土を運搬する場合、受取後の建設発生土の管理は、申込者の責任において行っていただきます。

○搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。

○搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないように事前に周辺住民等への周知と協力をお願いしていただきます。

○不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。

○受入地の選定は、経済性、受入条件等により決定しますので、必ず選定されるわけではありません。

7. 応募窓口及び問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 工務第二課

〒870-0820 大分県大分市西大道1丁目1番71号

TEL 097-546-1471 (直通)

FAX 097-546-4347

担当 神崎、神田

<http://www.qsr.mlit.go.jp/oita/> (ホームページも併せてご覧ください)

建設発生土受入対象地域位置図



※検索ソフト等使用して通行可能な道路を選択の上、応募条件の距離を確認してください

申込日 令和 年 月 日

建設発生土受入申込書

国土交通省 九州地方整備局
大分河川国道事務所長 殿

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

○受入地の住所・地目

住 所	
地 目	

○許可等を受けた事業に関する事項

事 業 名 称	
法 令 等 の 名 称	
許 可 等 の 時 期 及 び 許 可 等 の 番 号	年 月 日 第 号
許 可 等 の 区 域 の 位 置	
許 可 等 の 区 域 の 面 積	平方メートル
土 砂 埋 立 行 為 を 行 う 土 地 の 面 積	平方メートル
搬入する土砂の総量	立方メートル
工 事 予 定 時 期	年 月 日 ~ 年 月 日

(参考) 募集内容・要件等概要

※本表は募集内容・要件等の概要を示したものであり、詳細は募集要領を確認ください。

募集内容		① 建設発生土の受入地	② 建設発生土の受入地
応募できる方 応募要件	所在地	工事現場から運搬距離50km以内	左記①以外の場合
	土地の要件	令和 元年12月頃～令和 3年3月の間で埋立等の土地造成を予定している土地を所有あるいは貸借されている方	令和 元年12月頃～令和 3年3月の間で埋立等の土地造成を予定している土地を所有あるいは貸借されている方
	土地の要件	工事現場から運搬距離50km以内	左記①以外の場合
	位置	約1,000m3以上	約1,000m3以上
その他	建設発生土の運搬	大型ダンプトラック(10t車)で土砂搬入可能	申込者の発生土運搬車両で土砂搬入可能
	建設発生土の管理	国土交通省にて運搬(無料)	申込者にて運搬
その他		建設発生土搬入後は、土地所有者にて管理	建設発生土受取後は、土地所有者にて管理
必要書類		<ul style="list-style-type: none"> ○建設発生土受入申込用紙 ○土地所有者の同意書 (借地の場合) ○埋立等の許可証の写し ○位置を示した地図 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設発生土受入申込用紙 ○土地所有者の同意書 (借地の場合) ○埋立等の許可証の写し ○位置を示した地図